

死刑廃止に向かう世界

国連総会の決議文

2007年12月18日に採択された「死刑の運用の停止」を求める決議案の全文を紹介します。

国連の文書は特殊な表現が多く、直訳では意味が分かりづらいのですが（日本の法律・行政用語もそうだけど）、意識する自信もないので御了承ください。

★☆☆

国連総会は、

国連憲章にこめられた目的及び原則に導かれ、

世界人権宣言、市民的および政治的権利に関する国際規約、子どもの権利条約を想起し、

また、決議2005/59号まで連続して10年間、国連人権委員会会期で採択された、未だ死刑を存置している国ぐにに対し死刑の完全廃止および廃止までの期間の執行停止を求めた死刑問題に関する決議を想起し、

さらに、死刑問題に関して旧人権委員会が達した重要な結論を想起し、国連人権理事会がこの問題に関して作業を継続できると想定し、

死刑の適用が人間の尊厳を蝕むことを考慮し、また、死刑の適用の停止が人権の高揚と進展に貢献すると確信し、死刑の抑止力としての価値についての確証はなく、死刑の執行における司法の誤りや欠陥は取り返しがつかず、また回復不可能であることを考慮し、

ますます多くの国ぐにが死刑の執行停止を決定し、多くの場合はその後死刑を廃止していることを歓迎し、

1. 死刑が引き続き適用されていることに深刻な懸念を表明する。

2. いまだ死刑を存置しているすべての国に対し、

(a)死刑に直面している者の権利の保護を確保する保障規定に定められた国際基準、とくに、1984年5月25日の経済社会理事会決議1984/50号に定められた最低基準を尊重し、

(b)死刑の適用ならびに死刑に直面している者の権利の保護を確保する保障規定の遵守に関する情報を国連事務総長に提供し、

(c)漸進的に死刑の適用を制限し、死刑を科すことのできる犯罪の数を削減し、

(d)死刑の廃止を視野に入れて、執行の停止を確立することを求める。

3. 死刑を廃止した国に対し、死刑を復活させないよう求める。

4. 国連事務総長に対し、当決議の実施について国連総会第63会期において報告するよう要請する。

5. 当問題について、国連総会第63会期において、同じ議題の下で考慮を継続することを決定する。